

学長決定『筑波大学の学生組織等について』 改正案

(改正案)	(現行)	(備考)
改正 平成19年3月26日 令和3年3月18日 <b>令和〇年〇月〇〇日</b>  (略)  (組織) 2 (略)	改正 平成19年3月26日 令和3年3月18日  (略)  (組織) 2 (略)	追加
(2) <u>学類、体育専門学群、芸術専門学群、学際サイエンス・デザイン専門学群又は総合学域群（以下「学類等」）</u> ごとに、クラス会議が選出したクラス代表により自主的に運営される組織として、クラス代表者会議を置く。	(2) <u>学類、体育専門学群、芸術専門学群又は総合学域群（以下「学類等」）</u> ごとに、クラス会議が選出したクラス代表により自主的に運営される組織として、クラス代表者会議を置く。	追加
(3) 筑波大学に、クラス代表者会議が選出した <u>議長及び副議長</u> により自主的に運営される組織として、全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議を置く。  (略)	(3) 筑波大学に、クラス代表者会議が選出した <u>座長及び副座長</u> により自主的に運営される組織として、全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議を置く。  (略)	変更
11 クラス代表者会議に <u>議長及び副議長</u> を置く。  (略)  (クラス代表者会議の <u>議長及び副議長</u> の選出等)	11 クラス代表者会議に <u>議長、座長及び副座長</u> を置く。  (略)  (クラス代表者会議の <u>議長</u> の選出等)	変更
14 クラス代表者会議は、次に掲げる方法による選挙により、 <u>議長1人及び副議長2人</u> を選出する。	14 クラス代表者会議は、次に掲げる方法による選挙により、 <u>議長1人</u> を選出する。	追加

学長決定『筑波大学の学生組織等について』 改正案

<p>(1) 選挙は、構成員の3分の2以上の投票がなければ成立しない。</p> <p>(2) 不在者投票及び代理投票は認めない。</p> <p>(3) 構成員の過半数の得票者を<u>それぞれ議長及び副議長</u>とする。ただし、過半数の得票者がないときは、決選投票による。</p> <p>15 クラス代表者会議は、前項により<u>議長及び副議長</u>を選出したときは、当該学類長等にその旨を報告しなければならない。</p>	<p>(1) 選挙は、構成員の3分の2以上の投票がなければ成立しない。</p> <p>(2) 不在者投票及び代理投票は認めない。</p> <p>(3) 構成員の過半数の得票者を<u>議長</u>とする。ただし、過半数の得票者がないときは、決選投票による。</p>	<p>追加</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>追加</p>
<p>(クラス代表者会議の座長及び副座長の選出等)</p> <p>17 クラス代表者会議は、次に掲げる方法による選挙により、座長1人及び副座長2人を選出する。</p> <p>(1) 選挙は、構成員の3分の2以上の投票がなければ成立しない。</p> <p>(2) 不在者投票及び代理投票は認めない。</p> <p>(3) 構成員の過半数の得票者をそれぞれ座長及び副座長とする。ただし、過半数の得票者がないときは、決選投票による。</p>	<p>(クラス代表者会議の座長及び副座長の選出等)</p> <p>17 クラス代表者会議は、次に掲げる方法による選挙により、座長1人及び副座長2人を選出する。</p> <p>(1) 選挙は、構成員の3分の2以上の投票がなければ成立しない。</p> <p>(2) 不在者投票及び代理投票は認めない。</p> <p>(3) 構成員の過半数の得票者をそれぞれ座長及び副座長とする。ただし、過半数の得票者がないときは、決選投票による。</p>	<p>削除</p>
<p>18 座長及び副座長は、議長が兼ねることを妨げない。</p> <p>19 クラス代表者会議の議長は、第17項により座長及び副座長を選出したときは、当該学類長等にその旨を報告しなければならない。</p>	<p>18 座長及び副座長は、議長が兼ねることを妨げない。</p> <p>19 クラス代表者会議の議長は、第17項により座長及び副座長を選出したときは、当該学類長等にその旨を報告しなければならない。</p>	<p>削除</p>
<p>17 クラス代表者会議の議長及び副議長は、学類等の学生を代表し、全学学類・専門学群・総合学域群代表者会</p>	<p>20 座長及び副座長は、学類等の学生を代表し、全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議（以下</p>	<p>変更</p>

学長決定『筑波大学の学生組織等について』 改正案

<p>議（以下「全代会」という。）においてクラス代表者会議での意見等を述べる。</p>	<p>「全代会」という。）においてクラス代表者会議での意見等を述べる。</p>	
<p>（全代会）</p>	<p>（全代会）</p>	
<p><u>1 8</u> 全代会は、全学にわたる学生生活及び教育に関する事項等について討議し、意見等をまとめること。</p>	<p><u>2 1</u> 全代会は、全学にわたる学生生活及び教育に関する事項等について討議し、意見等をまとめること。</p>	変更
<p><u>1 9</u> 全代会に議長及び副議長を置く。</p>	<p><u>2 2</u> 全代会に議長及び副議長を置く。</p>	変更
<p><u>2 0</u> 全代会は、構成員の過半数の出席により成立し、構成員の過半数によって意見をまとめること。この場合において、委任状は認めない。</p>	<p><u>2 3</u> 全代会は、構成員の過半数の出席により成立し、構成員の過半数によって意見をまとめること。この場合において、委任状は認めない。</p>	変更
<p><u>2 1</u> 全代会は、構成員が授業等によりやむを得ず出席できない場合には、所属するクラス代表者会議の議長からの推薦に基づき全代会の議長が承認した場合に限り、代理出席を認めることができる。この場合において、代理出席者は全代会の議決権を有する。</p>	<p><u>2 4</u> 全代会は、構成員が授業等によりやむを得ず出席できない場合には、所属するクラス代表者会議の議長からの推薦に基づき全代会の議長が承認した場合に限り、代理出席を認めることができる。この場合において、代理出席者は全代会の議決権を有する。</p>	変更
<p><u>2 2</u> 次項に規定する議長は、全代会を開催するときは、学生を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）に届け出なければならない。</p>	<p><u>2 5</u> 次項に規定する議長は、全代会を開催するときは、学生を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）に届け出なければならない。</p>	変更
<p>（全代会の議長及び副議長の選出） <u>2 3</u> 全代会は、次に掲げる方法による選挙により、議長1人及び副議長2人を選出する。</p>	<p>（全代会の議長及び副議長の選出） <u>2 6</u> 全代会は、次に掲げる方法による選挙により、議長1人及び副議長2人を選出する。</p>	変更
<p>（1）選挙は、構成員の3分の2以上の投票がなければ成立しない。</p>	<p>（1）選挙は、構成員の3分の2以上の投票がなければ成立しない。</p>	

<p>(2) 不在者投票及び代理投票は認めない。</p> <p>(3) 構成員の過半数の得票者をそれぞれ議長及び副議長とする。ただし、過半数の得票者がないときは、決選投票による。</p> <p><u>24</u> 全代会は、前項により議長及び副議長を選出したときは、担当副学長に報告しなければならない。</p> <p><u>25</u> 議長及び副議長は、全代会でまとめた意見等を担当副学長に報告するとともに、全学の学生を代表して意見を述べることができる。</p> <p>(学類等クラス連絡会)</p> <p><u>26</u> 学類等ごとに、教職員との意見交換、討議、連絡等（以下「意見交換等」という。）を行う組織として、学類等クラス連絡会（以下「クラス連絡会」という。）を置く。</p> <p><u>27</u> クラス連絡会においては、次に掲げる事項について意見交換等を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学生生活に関する事項</li> <li>(2) 教育に関する事項（成績評価及び人事に関する事項を除く。）</li> <li>(3) 学園祭、スポーツ・デーその他の学内行事に関する事項</li> <li>(4) 学類等で行う行事に関する事項</li> <li>(5) クラス会議及びクラス代表者会議の運営に関する事項</li> <li>(6) 諸施設に関する事項</li> </ol>	<p>(2) 不在者投票及び代理投票は認めない。</p> <p>(3) 構成員の過半数の得票者をそれぞれ議長及び副議長とする。ただし、過半数の得票者がないときは、決選投票による。</p> <p><u>27</u> 全代会は、前項により議長及び副議長を選出したときは、担当副学長に報告しなければならない。</p> <p><u>28</u> 議長及び副議長は、全代会でまとめた意見等を担当副学長に報告するとともに、全学の学生を代表して意見を述べることができる。</p> <p>(学類等クラス連絡会)</p> <p><u>29</u> 学類等ごとに、教職員との意見交換、討議、連絡等（以下「意見交換等」という。）を行う組織として、学類等クラス連絡会（以下「クラス連絡会」という。）を置く。</p> <p><u>30</u> クラス連絡会においては、次に掲げる事項について意見交換等を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学生生活に関する事項</li> <li>(2) 教育に関する事項（成績評価及び人事に関する事項を除く。）</li> <li>(3) 学園祭、スポーツ・デーその他の学内行事に関する事項</li> <li>(4) 学類等で行う行事に関する事項</li> <li>(5) クラス会議及びクラス代表者会議の運営に関する事項</li> <li>(6) 諸施設に関する事項</li> </ol>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
---	---	---

<u>2.8</u> クラス連絡会は、次に掲げる者で構成する。 (1) クラス代表 (2) 学類長等 (3) 学生担当教員 (4) クラス担任教員 (5) その他学類長等が必要と認める教職員	<u>3.1</u> クラス連絡会は、次に掲げる者で構成する。 (1) クラス代表 (2) 学類長等 (3) 学生担当教員 (4) クラス担任教員 (5) その他学類長等が必要と認める教職員	変更
<u>2.9</u> クラス連絡会は、学類長等が別に定めるところにより、招集するものとする。	<u>3.2</u> クラス連絡会は、学類長等が別に定めるところにより、招集するものとする。	変更
<u>3.0</u> 学群長は、当該学群の下に置かれる学類等のクラス連絡会に隨時出席することができる。  (学長と全代会との意見交換等)	<u>3.3</u> 学群長は、当該学群の下に置かれる学類等のクラス連絡会に隨時出席することができる。  (学長と全代会との意見交換等)	変更
<u>3.1</u> 学長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、全代会との意見交換等の機会を設けるものとする。  (1) 全代会の議長から、あらかじめ世話人であるスチューデントサポートセンターに置かれる学生生活支援室の室員に対し、議題及び日程を明示して開催を申し出た場合であって協議が整ったとき  (2) 学長が特に必要と認める場合	<u>3.4</u> 学長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、全代会との意見交換等の機会を設けるものとする。  (1) 全代会の議長から、あらかじめ世話人であるスチューデントサポートセンターに置かれる学生生活支援室の室員に対し、議題及び日程を明示して開催を申し出た場合であって協議が整ったとき  (2) 学長が特に必要と認める場合	変更
 (副学長と全代会との意見交換等)	 (副学長と全代会との意見交換等)	
<u>3.2</u> 担当副学長は、次に掲げる事項について全代会と意見交換等の機会を設けるものとする。  (1) 学生生活に関する事項 (2) 教育に関する事項（成績評価及び人事に関する事項を除く。）	<u>3.5</u> 担当副学長は、次に掲げる事項について全代会と意見交換等の機会を設けるものとする。  (1) 学生生活に関する事項 (2) 教育に関する事項（成績評価及び人事に関する事項を除く。）	変更

学長決定『筑波大学の学生組織等について』 改正案

<p>(3) 学園祭、スポーツ・デーその他の学内行事に関する事項</p>	<p>(3) 学園祭、スポーツ・デーその他の学内行事に関する事項</p>	
<p>(4) 全代会の運営に関する事項</p>	<p>(4) 全代会の運営に関する事項</p>	
<p>(5) この決定の改正に関する事項</p>	<p>(5) この決定の改正に関する事項</p>	
<p>(6) その他担当副学長が必要と認めた事項</p>	<p>(6) その他担当副学長が必要と認めた事項</p>	
<p>(雑則)</p>	<p>(雑則)</p>	
<p><u>3 3</u> この決定に定めるもののほか、クラス会議、クラス代表者会議及び全代会の運営並びにこの決定の実施に関し必要な事項は、担当副学長が別に定める。</p>	<p><u>3 6</u> この決定に定めるもののほか、クラス会議、クラス代表者会議及び全代会の運営並びにこの決定の実施に関し必要な事項は、担当副学長が別に定める。</p>	変更
<p><u>3 4</u> この決定は、学生が個人として筑波大学の運営について意見等を述べることを拘束するものではない。</p>	<p><u>3 7</u> この決定は、学生が個人として筑波大学の運営について意見等を述べることを拘束するものではない。</p>	変更
<p>(事務)</p>	<p>(事務)</p>	
<p><u>3 5</u> この決定の実施に関する事務は、学生部学生生活課において行う。</p>	<p><u>3 8</u> この決定の実施に関する事務は、学生部学生生活課において行う。</p>	変更
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>附記 (令〇.〇.〇〇) この決定は、令和〇年〇月〇日から実施する。</p>		追加